子育て応援定期積金

平成３０年９月３日現在

１．商品名（愛称）	・子育て応援定期積金
２．販売対象	・妊娠中の方および、１８歳以下の子供を扶養されているご家族 （1家族１名義）
３．契約期間	・３年、４年、５年
４．預　入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 (4) 契約額	 ・定期または数回にわたり掛金の払込みができます。 ・１５，０００円以上 ・１，０００円単位 ・５０万円以上５００万円以下（１家族１名義５００万円が限度）
５．払戻方法	・満期日以後に一括して給付契約金を支払います。
６．利　息 (1) 適用金利 (2) 給付補填金の支払方法 (3) 計算方法	 ・固定金利 ・契約時の店頭表示のスーパー積金の金利（年利回り）に扶養する１８歳以下の子供の人数に応じて上乗せを適用します。 １人・・・　　年０．０５％上乗せ ２人・・・　　年０．０７％上乗せ ３人以上・・・年０．１０％上乗せ 上乗せした金利を約定年利回りとして証書に表示し、満期日まで適用します。 ・児童手当を受取指定の方に金利をさらに年０．０５％上乗せします。 ・給付補填金は満期日以後に一括して支払います。 ・給付補填金は付利単位を１円として、契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します。
７．税　金	・平成２５年1月１日から平成４９年１２月３１日までの間に支払われる給付補填金には復興特別所得税が追加課税されるため、２０．３１５％（国税１５．３１５％、地方税５％）の税金がかかります。 （なお、マル優は利用できません）
８．手数料	――――
９．付加できる特約事項	・普通預金等から自動振替による受入ができます。
10. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、次の①、②の期限前解約利率により利息相当額を計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。 ①初回払込日から解約日までの期間が１年未満の場合 解約日の普通預金利率 ②初回払込日から解約日までの期間が１年以上の場合 約定年利回り×６０％（ただし、解約日の普通預金利率を下限とする）
11. 金利情報の入手方法	・金利（年利回り）は窓口へご照会ください。
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	苦情処理措置　本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客さま相談室（8：30～17：30、電話：0120－108760）にお申し出下さい 紛争解決措置　愛知県弁護士会（電話：052-203-1777）、東京弁護士会（電話:03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話:03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客さま相談室または、全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法（現地調停）や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法（移管調停）があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫・お客さま相談室」にお尋ねください。
13.その他参考となる事項	・払込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べます。 ・満期日以後の利息は解約日における普通預金利率により計算します。 ・お１人様１金融機関あたり、決済用預金を除く他の預金と合算して、元本１，０００万円までとその利息が預金保険制度により保護されます。

西尾信用金庫